

平成30年度 事業計画

I. 基本方針

亀岡市福祉事業団は、公益財団法人として、その設立目的のもと、障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に努めています。

平成30年度は、引き続き、亀岡市総合福祉センターの指定管理者として適正な施設管理に努めるとともに、センターを構成する各施設の事業運営については、利用者等の意見の把握に努め、魅力ある事業推進を図ります。

各施設の事業については、亀岡市からの受託事業とともに、事業団の自主事業も合わせて事業内容の充実を図り、公益法人としてその設立趣旨に則り、多くの市民のみなさまにご参加、ご活用いただける事業や環境づくりに努めます。

II. 事業計画

1 福祉事業（公益事業1）

（1）障害者福祉事業（障害者福祉センター）

障害者が住みなれた地域で暮らせる社会、自立と共生の社会を実現するため、『障害者総合支援法』に基づき、障害者の地域における社会参加と自立を総合的に支援するため、派遣事業、人材養成・研修事業や幅広い講座・スポーツ養成・交流事業などを行います。

① 派遣事業

- ・意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣）

② 人材養成・研修事業

- ・要約筆記奉仕員（者）養成事業
- ・手話奉仕員養成事業
- ・要約筆記者現任研修
- ・登録手話通訳者現任研修

③ 講座・スポーツ普及・交流事業

- ・手話広場
- ・障害者生活訓練
- ・難聴者・中途失聴者情報提供
- ・聴覚言語障害者・盲ろう者情報提供・生活訓練
- ・視覚障害者情報提供・生活訓練
- ・発達障害・知的障害・精神障害・難病対象別事業（社会参加促進）
- ・交流事業
- ・スポーツクラブの育成
- ・スポーツ教室の開催

④ 指導助言・情報提供その他

- ・登録グループへの指導助言
- ・声の広報制作事業（視覚障害者協会に委託）
- ・点字習得のための通信訓練事業（視覚障害者協会に委託）
- ・第37回全京都障害者総合スポーツ大会 卓球バレー大会参加
- ・亀岡市障害者スポーツミニ交流会参加
- ・京都卓球バレー協会交流大会参加
- ・市の広報誌への掲載
- ・ホームページ掲載

（2）高齢者福祉事業（中央老人福祉センター）

高齢者が心豊かで健康的な人生をおくることを支援するため、生きがいつくり、健康づくり、交流をテーマに、様々な講座・交流事業などを行います。

特に、増加する団塊世代のニーズに結びついた事業に取り組みます。

① 講座・交流事業

- ・生きがいつくり事業
- ・健康づくり事業
- ・交流事業

② 相談事業

- ・館長・職員による常時相談

③ 指導助言・情報提供その他

- ・登録グループへの指導・助言（37グループ）
- ・市の広報誌への掲載
- ・ホームページ掲載

（3）勤労女性福祉事業（働く女性の家）

男女雇用機会均等法の趣旨に則り、男女が共に仕事と生活の調和の在り方を考え、多様な生き方が選択・実現できるよう、就労や両立の支援、相談事業など各種事業を実施します。また、自らが学びを深め、気づき・考え・行動に繋げられるよう参加者同士が交流する新たな取り組みの場を提供します。

① 講座・セミナー・交流事業

- ・就労支援事業
- ・両立支援事業
- ・男女共同参画事業
- ・交流事業

② 相談事業

- ・館長・指導員による常時相談
- ・保育士による「子育て相談」

③ 託児事業

- ・6ヶ月から就学前までの乳幼児の無料託児（一部有料）
- ・ママのおしゃべりサロン

④ 指導助言・情報提供その他

- ・図書事業（貸し出し、リユース）
- ・登録グループへの指導・助言（24グループ）
- ・情報資料の提供
- ・市の広報誌への掲載
- ・ホームページ掲載

(4) 勤労青少年福祉事業（勤労青少年ホーム）

若者のキャリア形成支援や自己啓発能力、コミュニケーション能力の育成など、気軽に利用し相談に立ち寄ることが出来るよう、勤労青少年の自立と社会参加を促す場として以下の事業を開設します。

①相談事業

- ・ カウンセリング@ホーム（臨床心理士による相談）

②指導助言・情報提供その他

- ・ 合同活動展、登録グループ発表会の合同開催
- ・ 登録グループへの指導・助言
- ・ 図書事業（貸し出し、リユース）
- ・ 情報資料の提供
- ・ ホームページ掲載
- ・ 市の広報誌への掲載

2 施設の管理及び公益目的事業に貸与する事業（公益事業2）

(1) 施設管理事業

総合福祉センターの指定管理者として、引き続き市民の安全な利用を図るため、施設の点検と必要な修繕を行うとともに、設置者において点検や修繕が必要なものについては、引き続きその実施を要望していきます。

(2) 施設を公益目的事業に貸与する事業

登録グループの自主的な活動に寄与できるように施設利用の向上を図るとともに、登録グループの育成と活動支援を図ります。

平成24年4月からスタートした登録グループ制度は、平成30年度、7年目となり、61グループ（公益事業目的）が活動されます。自主的な活動を保障するとともに、発表の場を提供するなど、その活動を市民にアピールできるよう支援を行っていきます。

3 自主事業、施設を公益目的事業以外に貸与する事業など（収益事業）

（1）自主事業

すべての女性を対象に、女性の学びと交流、癒しと充実のひと時を共に過ごせる場の提供を目的に、働く女性の家の自主事業として実施します。

- ・なつかしの歌声広場（2クラス）
- ・やさしいヨガ講座
- ・保存食講座（減塩梅干し・白みそ・減塩みそ）
- ・心と体のリフレッシュ「ハートサロン」
- ・着付けステーション（年4回）

（2）施設を公益目的事業以外に貸与する事業など

公益目的事業以外に施設を貸与する事業などについては、総合福祉センターの設置目的を踏まえつつ、限られた市内の公共施設として幅広い市民に利用していただけるよう、柔軟な運用を進めます。

障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年の区分に属さないグループについても、一定の要件を満たすグループ（平成30年度は4グループ）についてコミュニティセンターに関するグループとして、その活動の場を提供します。

また、利用者の利便を図るため、コピーサービス(有料)や飲料水の自動販売機設置を引き続き行います。